

平成 29 年度第 1 回内灘町生活安全対策協議会会議次第

平成 29 年 7 月 4 日(火)16:00～
内灘町役場庁舎 406・407 会議室

1. 会長挨拶

2. 議題

○内灘町の交通事故及び治安情勢について

- ・平成 28 年における交通事故現状及び傾向について
- ・平成 28 年の内灘町における事件等の発生状況について

○内灘町の防犯・生活安全対策について

- ①交通安全対策事業
- ②各地区管理街灯 LED 化推進事業
- ③高齢者運転免許証返納支援事業
- ④自主防犯組織の育成
- ⑤防犯カメラの増設
- ⑥通話録音機貸出
- ⑦内灘海水浴場の運営

3. 質疑応答

4. 閉会

平成29年度第1回生活安全対策協議会

平成29年7月4日
16:00～
406・407会議室

松岡会長

○

表井副会長 ○

大谷内委員 ○

石井委員 ○

池原委員 ○

山崎委員 ○

宮下委員 ○

谷村委員 ○

○ 桶谷委員

○ 前田委員

○ 日詰委員

○ 所村委員

○ 中村委員

○ 市川委員

○ 上島委員

事務局

○

○

○

○

下村地域振興課長

川本課長補佐

本環境安全課長

延命主事

○内灘町生活安全条例

平成十一年三月十七日

条例第一号

(目的)

第一条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、もって町民の生活の安全を確保し、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 町民等 町民又は町内に滞在する者及び町内に所在する土地、建物等の所有者又は管理者をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する被害者等をいう。

(町民等の責務)

第三条 町民等は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら生活安全上、必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町民等は、自己の所有又は管理する土地、建物等に対して、犯罪、事故及び火災等災害の未然防止の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町民等は、自己の所有又は管理する土地、建物に対して、青少年の健全な育成に有害な環境の浄化措置を講ずるよう努めるものとする。

4 町民等は、暴走族根絶運動の推進に努めるものとする。

5 町民等は、郷土愛の精神に基づき、公德心、自然に対する思いやりの心を高め、環境の美化・保全に努めるとともに、家庭ごみ、空缶、廃材及び廃車等廃棄物の適正な処理又は管理の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 町民等は、この条例の目的を達成するために行う町の施策が効果的に行われるように協力するものとする。

(町の責務)

第四条 町長は、第一条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

一 生活安全に関する啓発

二 町民等の自主的な安全活動に対する支援

三 生活安全に寄与する環境の整備

四 犯罪被害者等への支援

五 その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町長は、前項に掲げる事項を実施するときは、町の区域を管轄する警察署の長その他該当事項の実施に関する団体の長との緊密な連携を図るものとする。

(重点施策)

第五条 町長は、前条の対策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- 一 住民の生活安全意識の高揚
- 二 内灘町暴力団排除条例(平成二十四年内灘町条例第一号)第四条に定める暴力団排除のための施策の推進
- 三 高齢者及び障害者の生活安全対策
- 四 暴走族根絶運動の推進
- 五 犯罪、事故及び火災等災害の未然防止に配意した環境の整備
- 六 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- 七 犯罪被害者等の権利及び利益の保護を図るために必要な情報の提供、相談、広報、啓発その他必要な支援
- 八 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要と認める施策

(指導)

第六条 町長は、第三条第二項から第五項に規定する措置が十分でないとき、改善措置を講ずるよう指導することができる。

(協議会の設置)

第七条 町に内灘町生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、第五条各号に掲げる事項その他町民の生活安全確保に関する重要な事項について、協議を行い、その推進に努める。

(組織)

第八条 協議会は、事業者、学校関係者、関係行政機関、関係団体、町職員及び公募により選出された町民の二十人以内をもって組織する。

2 委員は、前項の中から町長が任命又は委嘱する。

3 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の職務)

第九条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第十条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

(庶務)

第十一条 協議会の庶務は、町民福祉部環境安全課内において処理する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一六日条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(内灘町暴走族根絶運動推進条例の廃止)

2 内灘町暴走族根絶運動推進条例 (平成十一年内灘町条例第十九号) は、
廃止する。

(内灘町暴走族根絶運動推進会議規則の廃止)

3 内灘町暴走族根絶運動推進会議規則 (平成十一年内灘町規則第十号) は、
廃止する。

附 則 (平成二四年三月三〇日条例第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二六日条例第二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

①交通安全対策事業

交通安全教室の実施

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	40	39	38
参加人数	2,333	2,279	1,792

・交通安全教室 H28は38回実施(保育所等8回 小学校10回 高齢者17回 一般3回)

防犯と交通安全推進隊活動実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
早朝街頭指導	毎月1日・15日及び交通安全運動期間中		
防犯パトロールの実施	18	19	19
交通安全運動	4回(春・夏・秋・年末)		
赤ランプ作戦の実施	8	8	8
各種イベント活動協力	14	14	13
違法駐車排除パトロール	1	1	1

②各地区管理街灯LED化推進事業

(単位:本)

	H26	H27	H28
実施本数	169	433	407
実施累計本数	169	602	1,009
進捗率	7%	25%	42%
全体計画本数	2,416		

・町内の町会が管理している街灯を蛍光灯からLED灯へ更新

・国の社会資本整備総合交付金を活用し、町会負担を受けて実施
(国:55% 町会:22.5% 町22.5%)

③高齢者運転免許証自主返納支援事業

	H26	H27	H28
返納件数	35	56	64

・平成25年度12月より65歳以上の高齢者の運転免許証自主返納に対し、支援を行っている。

・支援内容(H29.7.4現在)

- ①内灘町コミュニティバス(ナディ)半年定期券(10,000円相当)
- ②サンセットカード又は北鉄バス商品券(どちらも5,000円分)

④自主防犯組織一覧

	組織名	設置年度		組織名	設置年度
1	大根布小学校学校安全ボランティア隊	平成17年度	8	向陽台防犯パトロール隊	平成17年度
2	千鳥台「防犯自警パトロール隊」	平成17年度	9	旭ヶ丘防犯パトロール隊	平成17年度
3	西荒屋小学校安全ボランティア	平成17年度	10	向粟崎地区防犯パトロール隊	平成18年度
4	向粟崎小学校PTA学校安全ボランティア	平成17年度	11	緑台防犯パトロール隊	平成18年度
5	鶴ヶ丘東防犯パトロール隊	平成17年度	12	宮坂区自主防犯パトロール隊	平成22年度
6	鶴ヶ丘四丁目防犯パトロール隊	平成17年度	13	アカシア町会防犯パトロール隊	平成25年度
7	鶴ヶ丘五丁目防犯パトロール隊	平成17年度	14	白帆台防犯パトロール隊	平成26年度

・自主防犯組織育成補助金の推移
 ・上限50,000円で1/2を補助

(単位:件,円)

	H26	H27	H28
交付団体数	8	7	7
交付金総額	285,000	311,000	238,000

⑤防犯カメラの設置について

目的 公共施設、道路、公園、駐車場、駐輪場等、不特定多数の者が利用し、又は使用する施設及び場所に防犯カメラを設置することで、犯罪・事故等を未然に防止し、安心・安全な町づくりに資することを目的とする。

場所 防犯カメラの設置場所等

設置場所	所在地	設置台数	設置年度
内灘駅前	内灘町字向栗崎4丁目228番地	2台	H27
内灘海水浴場口交差点	内灘町字千鳥台4丁目143番地	1台	H27
内灘公民館前	内灘町字大清台427番地	1台	H28
鶴ヶ丘中央公園	内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地44	1台	H28
栗ヶ崎駅前	向栗崎1丁目391番地	1台	H29
町道向陽台25号線	向栗崎ぬ2番地2	1台	H29

※その他詳細な設置場所は別添のとおり

平成27年度…内灘駅前、内灘海水浴場口交差点に設置
 平成28年度…内灘町公民館前、鶴ヶ丘中央公園に増設
 今年度は、栗ヶ崎駅前、向陽台25号線内に設置予定

運用 内灘町防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を施行
 (概要)

- ① 管理責任者 内灘町環境安全課
- ② 稼働時間 1日24時間
- ③ 防犯カメラ稼働中の表示を明記
- ④ 録画面像の外部提供を原則禁止

<外部提供できる場合>

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 町民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと
- (3) 法律に基づき国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。

(※警察の犯罪捜査への協力等)

防犯カメラ設置について

- : 設置済
- : 計画



千鳥台海浜交差点 (H27)



千鳥台一向陽台歩行者用トンネル (H29)



鶴ヶ丘中央公園内 (H28)



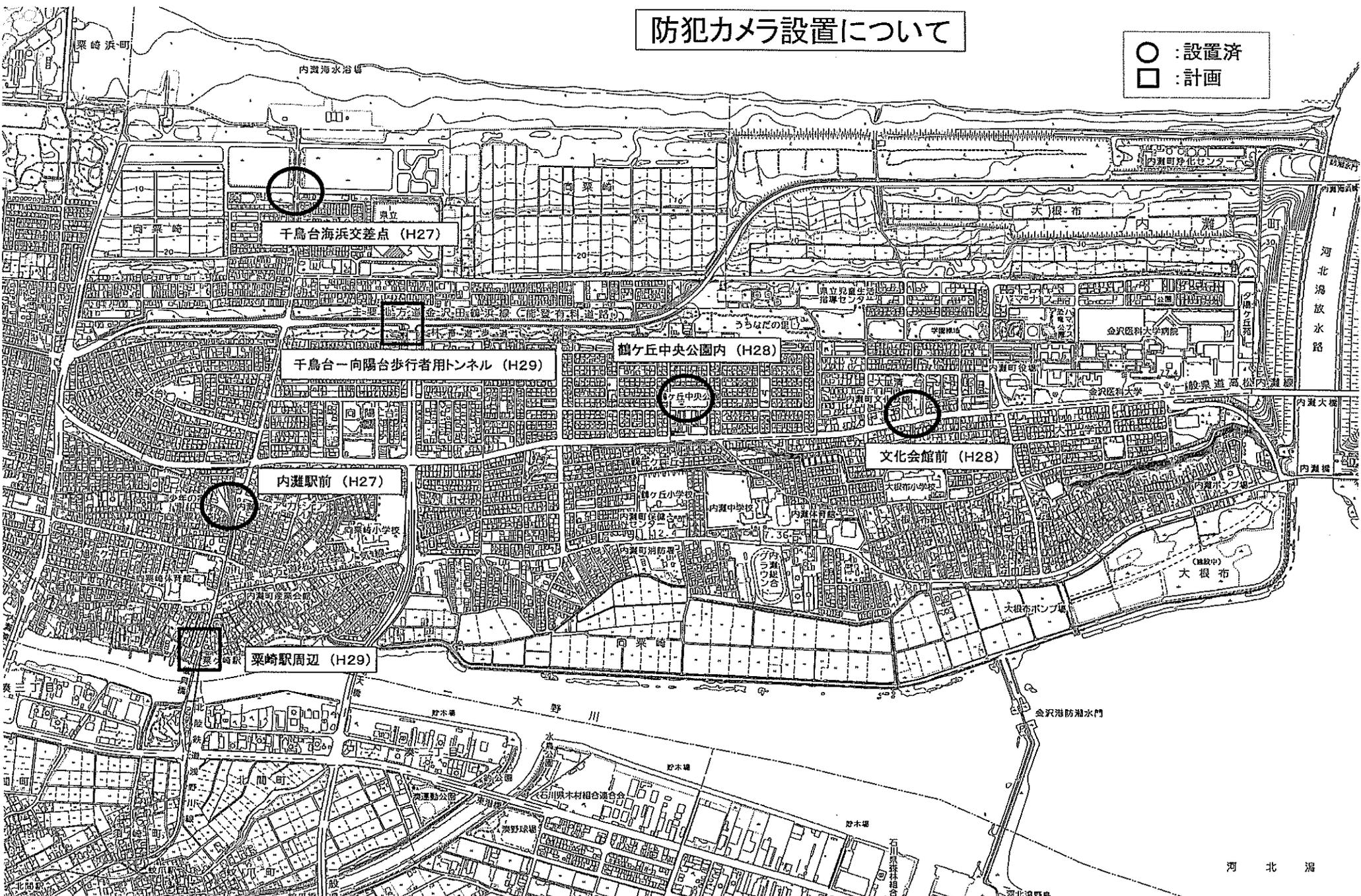
文化会館前 (H28)



内瀬駅前 (H27)



粟崎駅周辺 (H29)



⑥<振込め詐欺対策！通話録音装置貸出し事業始めます>

オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺被害が後を絶ちません。内灘町では、町民の皆さまの財産を守るため、通話録音装置【振込め詐欺見張り隊(新117)】の貸出しを行います。

○振込め詐欺見張り隊(新117)ってなあに？

着信前に「この電話は振込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます」とアナウンスが流れます。

※電話がつながる前に、このメッセージが流れるため特殊詐欺等の被害防止につながると期待されます。

それでも電話がかかってきた場合は、全ての会話を録音します。

万が一のとき、予め登録した電話番号に自動通報する『大変だあ〜』ボタンがついています。

○対象者

- ◇満65歳以上の高齢者が居住する世帯員
- ◇過去に振り込め詐欺等の被害に遭ったことのある者
- ◇その他、町長が特に必要と認める者

○貸出しの期間

装置を設置した日から6ヶ月間

○申込方法

内灘町社会福祉協議会または、内灘町役場環境安全課窓口にてご申請ください。

- ◇内灘町社会福祉協議会 TEL 076-286-6953
- ◇内灘町役場環境安全課 TEL 076-286-6712

○設置について

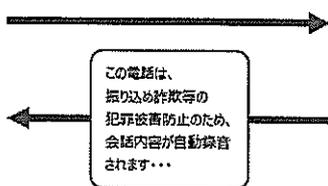
申請受付の後、貸出しを決定します。

装置の設置及び基本的な設定は社会福祉協議会職員または、環境安全課職員が伺います。

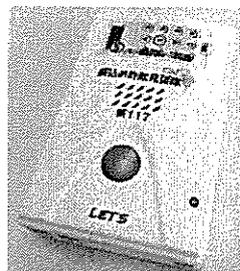
※個別に機器の詳細な設定をしたい場合は同封の説明書により、ご自身で設定してください。



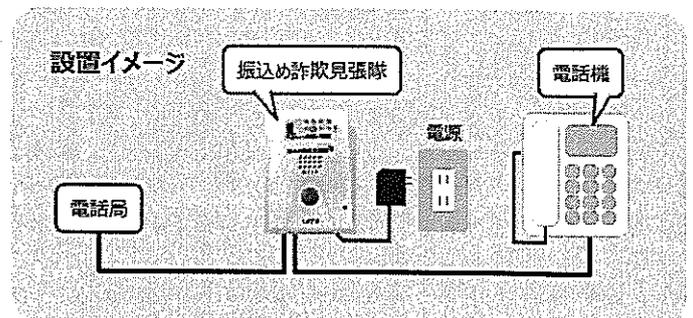
発信者



▲使用イメージ



5



▲設置イメージ

⑦ 内灘海水浴場の運営について

項 目	平成29年度	平成28年度
管 理 者	内灘町 管理事務所、更衣室、シャワー 室、 トイレを設置	内灘海岸海の家管理組合
海 開 き	7月15日(土)	7月下旬
海水浴場開設期間・時間	7月15日(土)～8月20日(日) 9:00～17:00	7月下旬～8月31日(水) 9:00～18:00
海の家開設期間・時間		7月下旬～8月31日(水) 9:00～18:00
ゴ ミ 関 係	来場者にて持ち帰り	海の家「アプレ」裏(のと里山海道)側 に ゴミ集積場を設置
駐 車 場 (維持管理協力金)	駐車場:100台整備 料金徴収しない	イオン(旧アオキ)駐車場 徴収しない
安 全 対 策	○遊泳看板の設置 ○場内、走行注意看板設置 ○オフロード専用車の通行規制 看板設置 ○警察官による随時パトロール ○警察官立寄所看板の設置	○外国人向け注意看板の設置 ○遊泳看板の設置 ○場内、走行注意看板設置 ○オフロード専用車の通行規制 看板設置
監 視 員 体 制	○事務所:民間警備委託 2人 ○監視員 昼 平日2人、 お盆、土日3人	○ライフセービング協会より 平日1名、土日2名配置 ○海の家管理組合より 平日、土日共に1名配置 ○時間は、平日8:30～18:00 土日8:00～18:00